

土技第27号
令和2年(2020年)4月24日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部
土木技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴うコンクリート強度試験
の対応について(通知)

土木部発注工事における公的機関でのコンクリートの圧縮強度試験については、これまで一般財団法人熊本県建設技術センターなどで実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い以下のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 期 間 令和2年(2020年)4月24日~5月31日まで
- 2 内 容 公的機関での試験については、JIS A 5308の認証を取得した生コンクリート工場で行うことができるものとする。ただし、購入先とは別の工場
で試験を行うこと。
- 3 対象工事 土木部が発注する全ての工事
- 4 その他
 - ・コンクリートの圧縮強度試験方法(JIS A 1108)に基づき圧縮強度試験を実施すること
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う措置であることから、監督職員及び受注者の臨場は不要とするが、品質管理には十分留意すること

熊本県土木部
土木技術管理課
技術指導班
喜津木・村上
096-333-2490

土木工事施工管理基準（平成31年4月 熊本県土木部）からの抜粋

5. 管理項目及び方法

4) 公的機関での試験の実施について

試験（測定）基準のうち公的機関〔（一財）熊本県建設技術センター、国公立大学〕での試験回数（または試験個数）は下記のとおりとする。

なお、コンクリート試験については、（一財）熊本県建設技術センターと水俣地区、人吉球磨地区及び天草地区生コンクリート協同組合との委託契約に基づき、各協同組合が管理する共同試験場も公的機関とみなす。

I コンクリートの圧縮強度試験について

① 無筋コンクリート（1工事当り50m³以上の場合に適用する。）

（ア）50m³から150m³まで1回

（イ）150m³から450m³まで1回

（ウ）450m³から450m³ごと1回

（エ）重力式橋台、橋脚及び高さ2.5m以上の擁壁については、50m³以下でも1回は実施する。

② 鉄筋コンクリート（1工事当り50m³以上の場合に適用する。）

（ア）150m³以下は1回

（イ）150m³を越える毎に1回

（ウ）PC桁、RC桁、床版、橋台及びボックスカルバートについては50m³以下も適用する。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会いのうえその他の試験場で実施することが出来る。

※) 試験実施が困難な場合

① 遠距離の場合〔（一財）熊本県建設技術センターより40km以上〕

② 年度末等で試験が集中して、能力を超える場合

以上の場合は監督職員と打合せのうえ実施するものとする。

※試験頻度について、契約図書等で別途指定がある場合は、そちらに従うこと。